

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																																																																						
<p>(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル</td> <td>FS-57</td> <td>福島第一対策プロジェクトチーム</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>NA-19</td> <td>原子力品質監査部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第12章の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>トラブル等の報告マニュアル</td> <td>NM-51-11</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第124条, 第167条, 第168条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>5.5.3</td> <td>原子炉主任技術者職務運用マニュアル</td> <td>NM-24-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第125条</td> </tr> <tr> <td>6.2, 8.3</td> <td>6.2, 8.3</td> <td>運転員の確保マニュアル</td> <td>NM-51-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第131条</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>定例試験マニュアル</td> <td>NM-51-14</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第131条, 第138条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>作業管理マニュアル</td> <td>NQ-51-8</td> <td>原子力品質・安全部</td> <td>第132条</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル</td> <td>NK-58-1</td> <td>原子力・立地業務部</td> <td>第153条, 第153条の2</td> </tr> <tr> <td>福島第一原子力発電所線量管理マニュアル</td> <td>NK-58-2</td> <td>原子力・立地業務部</td> <td>第157条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>福島第一安定化センター保安教育マニュアル</td> <td>FS-57・SM-001</td> <td>福島原子力人材開発センター</td> <td>第165条～第167条</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>燃料管理基本マニュアル</td> <td>NM-52</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第127条, 第167条, 第169条～第171条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一対策プロジェクトチーム	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	(中略)						7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条	作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条	(中略)						7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2	福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島原子力人材開発センター	第165条～第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第127条, 第167条, 第169条～第171条	<p>(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般</p> <p>(中略)</p> <p>c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル</td> <td>FS-57</td> <td>福島第一対策プロジェクトチーム</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>品質・安全監査部</td> </tr> </tbody> </table> <p>d)組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 以下の文書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>第122条の2の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名 称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> <th>第12章の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>5.5.3, 8.3</td> <td>トラブル等の報告マニュアル</td> <td>NM-51-11</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第124条, 第167条, 第168条</td> </tr> <tr> <td>5.5.3</td> <td>5.5.3</td> <td>原子炉主任技術者職務運用マニュアル</td> <td>NM-24-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第125条, 第125条の2</td> </tr> <tr> <td>6.2, 8.3</td> <td>6.2, 8.3</td> <td>運転員の確保マニュアル</td> <td>NM-51-1</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第126条, 第131条</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3</td> <td>定例試験マニュアル</td> <td>NM-51-14</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第131条, 第138条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>作業管理マニュアル</td> <td>NM-51-8</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第132条</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td rowspan="2">7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル</td> <td>NI-58-1</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第153条, 第153条の2</td> </tr> <tr> <td>福島第一原子力発電所線量管理マニュアル</td> <td>NI-58-2</td> <td>原子力安全・統括部</td> <td>第157条, 第167条</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>6.2</td> <td>福島第一安定化センター保安教育マニュアル</td> <td>FS-57・SM-001</td> <td>福島原子力人材開発センター</td> <td>第165条～第167条</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>7.1, 7.2.1, 7.5</td> <td>燃料管理基本マニュアル</td> <td>NM-52</td> <td>原子力運営管理部</td> <td>第127条, 第167条, 第169条～第171条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一対策プロジェクトチーム	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	品質・安全監査部	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条, 第125条の2	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	(中略)						7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条	作業管理マニュアル	NM-51-8	原子力運営管理部	第132条	(中略)						7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NI-58-1	原子力安全・統括部	第153条, 第153条の2	福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NI-58-2	原子力安全・統括部	第157条, 第167条	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島原子力人材開発センター	第165条～第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第127条, 第167条, 第169条～第171条	<p>本店の組織改編に伴う変更</p> <p>原子炉主任技術者の体制の変更</p> <p>本店の組織改編に伴う変更</p>
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所																																																																																																																																																																				
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一対策プロジェクトチーム																																																																																																																																																																				
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部																																																																																																																																																																				
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文																																																																																																																																																																			
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条																																																																																																																																																																			
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条																																																																																																																																																																			
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条																																																																																																																																																																			
(中略)																																																																																																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条																																																																																																																																																																			
		作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条																																																																																																																																																																			
(中略)																																																																																																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2																																																																																																																																																																			
		福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条																																																																																																																																																																			
6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島原子力人材開発センター	第165条～第167条																																																																																																																																																																			
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第127条, 第167条, 第169条～第171条																																																																																																																																																																			
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所																																																																																																																																																																				
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一対策プロジェクトチーム																																																																																																																																																																				
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	品質・安全監査部																																																																																																																																																																				
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名 称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文																																																																																																																																																																			
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条																																																																																																																																																																			
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条, 第125条の2																																																																																																																																																																			
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条																																																																																																																																																																			
(中略)																																																																																																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条																																																																																																																																																																			
		作業管理マニュアル	NM-51-8	原子力運営管理部	第132条																																																																																																																																																																			
(中略)																																																																																																																																																																								
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NI-58-1	原子力安全・統括部	第153条, 第153条の2																																																																																																																																																																			
		福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NI-58-2	原子力安全・統括部	第157条, 第167条																																																																																																																																																																			
6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島原子力人材開発センター	第165条～第167条																																																																																																																																																																			
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第127条, 第167条, 第169条～第171条																																																																																																																																																																			

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「Z-10 職制および職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任及び権限が第124条（保安に関する職務）及び第125条（主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第123条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、<u>原子力品質監査部長</u>及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) <u>原子力品質監査部長</u>の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。 (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く）の確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 組織全体（<u>原子力品質監査部</u>を除く）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>（中略）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>（中略）</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「<u>NA-19 原子力品質監査基本マニュアル</u>」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。 (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を「<u>NA-19 原子力品質監査基本マニュアル</u>」に定める。 (4) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。 (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。</p> <p>（省略）</p>	<p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「Z-10 職制および職務権限規程」を踏まえ、保安活動を実施するための責任及び権限が第124条（保安に関する職務）及び第125条の2（主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第123条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、<u>品質・安全監査部長</u>及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) <u>品質・安全監査部長</u>の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。 (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く）の確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く）の成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 組織全体（<u>品質・安全監査部</u>を除く）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>（中略）</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>（中略）</p> <p>8.2.2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「<u>AM-19 原子力品質監査基本マニュアル</u>」に基づき内部監査を実施する。 a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 (2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。 (3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任、並びに要求事項を「<u>AM-19 原子力品質監査基本マニュアル</u>」に定める。 (4) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。 (5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。</p> <p>（省略）</p>	<p>原子炉主任技術者の体制の変更</p> <p>本店の組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</p> <p>図123</p> <p>【本店】</p> <p>【福島第一安定化センター】</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>2：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</p> <p>図123</p> <p>【本店】</p> <p>【福島第一安定化センター】</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>(省略)</p>	<p>本店の組織改編に伴う変更</p> <p>原子炉主任技術者の体制の変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。)及び発電所を行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(原子力品質監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織(主任技術者を含む。)から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 品質・安全監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(品質・安全監査部に限る。)</p> <p>(3) 福島第一品質・安全監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター(以下「安定化センター」という。)及び発電所を行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する(品質・安全監査部を除く。)</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力安全・統括部は、管理責任者を補佐し、原子力・立地本部における安全・品質の管理及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務(原子力設備管理部所管業務を除く。)を行う。</p> <p>(8) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(10) 福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店の組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
(なし)	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p><u>第125条</u></p> <p><u>原子力・立地本部長は、主任技術者及び代行者を、主任技術者免状を有する者から選任する。</u></p> <p><u>2.主任技術者は原子炉毎に選任し、1号炉から4号炉では兼任させることができる。</u></p> <p><u>3.主任技術者及び代行者は特別管理職とする。</u></p> <p><u>4.主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第125条の2に定める職務を専任する。</u></p> <p><u>5.第4項以外の主任技術者であって、複数の号炉を兼任していない場合には、副所長又は技術・品質安全部、放射線・環境部若しくは防災安全部の職務を兼務できる。</u></p> <p><u>6.主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて主任技術者を選任する。</u></p>	<p>原子炉主任技術者の体制の変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考																								
<p>(主任技術者の職務等) 第125条 主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1)本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2)表125-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3)表125-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4)表125-3に定める記録の内容を確認する。 (5)第168条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6)保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7)その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2.本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表125-1</p> <table border="1" data-bbox="94 793 1181 1234"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第150条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第150条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)</td> <td>所員及び安定化センター員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第166条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員への保安教育実施計画	第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>(主任技術者の職務等) 第125条の2 主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1)本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2)表125の2-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3)表125の2-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4)表125の2-3に定める記録の内容を確認する。 (5)第168条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6)保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7)その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2.本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表125の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 793 2412 1234"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第150条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第150条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)</td> <td>所員及び安定化センター員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第166条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員への保安教育実施計画	第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>原子炉主任技術者の体制の変更</p>
条 文	内 容																									
第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																									
第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																									
第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員への保安教育実施計画																									
第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																									
条 文	内 容																									
第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																									
第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																									
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																									
第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員への保安教育実施計画																									
第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																									

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前		変更後		備考
表125-2		表125の2-2		原子炉主任技術者の体制の変更
条文	内容	条文	内容	
第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	
第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第135条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	運転上の制限を満足していると判断した場合		運転上の制限を満足していると判断した場合	
第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	第136条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合		運転上の制限外から復帰していると判断した場合	
第168条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第168条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合		気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合	
	放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合		放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	
	外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合		外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合	
	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合		実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	
表125-3		表125の2-3		
記録項目		記録項目		
1. 運転日誌		1. 運転日誌		
2. 燃料に係る記録		2. 燃料に係る記録		
3. 引継日誌		3. 引継日誌		
4. 放射線管理に係る記録		4. 放射線管理に係る記録		
5. 放射性廃棄物管理に係る記録		5. 放射性廃棄物管理に係る記録		
6. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果		6. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果		
7. 保安教育の実施報告書		7. 保安教育の実施報告書		

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保守管理) 第132条 各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保守管理) 第132条 各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式¹及び保全方法²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NM-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店の組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域への出入管理) 第153条 保健安全GMは、「NK-58-1_福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(省略)</p>	<p>(管理対象区域への出入管理) 第153条 保健安全GMは、「NI-58-1_福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店の組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(線量の評価) 第157条 保健安全GMは、「NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル」に基づき、所員及び安定化センター員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表157に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(線量の評価) 第157条 保健安全GMは、「NI-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル」に基づき、所員及び安定化センター員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表157に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>(省略)</p>	<p>本店の組織改編に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																
<p>第7節 記録及び報告</p> <p>(記録) 第167条 各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表167-1</p> <table border="1" data-bbox="142 489 1219 1619"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子⁷の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設⁹、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日運転中1回</td> <td>10年間</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>21: FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル 22: NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル 23: FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル 24: NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル</p>	記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	10	(中略)				21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ⁷ の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	8	22	22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	8	22	23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	8	22	(中略)				28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設 ⁹ 、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	24	<p>第7節 記録及び報告</p> <p>(記録) 第167条 各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表167-1</p> <table border="1" data-bbox="1368 489 2445 1619"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合¹</th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量²</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子⁷の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量</td> <td>原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td>その者が当該業務に就く時</td> <td>8</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設⁹、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日運転中1回</td> <td>10年間</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>21: FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル 22: NI-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル 23: FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル 24: NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル</p>	記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	10	(中略)				21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ⁷ の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	8	22	22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	8	22	23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	8	22	(中略)				28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設 ⁹ 、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	24	<p>本店の組織改編に伴う変更</p>
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																															
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	10																																																															
(中略)																																																																		
21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ⁷ の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	8	22																																																															
22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	8	22																																																															
23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	8	22																																																															
(中略)																																																																		
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設 ⁹ 、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	24																																																															
記録	記録すべき場合 ¹	保存期間	関連マニュアル																																																															
1. 原子炉注水流量 ²	毎日1回	10年間	10																																																															
(中略)																																																																		
21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ⁷ の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	8	22																																																															
22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	8	22																																																															
23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	8	22																																																															
(中略)																																																																		
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設 ⁹ 、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	24																																																															

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 2 5 年 3 月 2 5 日 原管 B 収第 130325001 号） （施行期日） 第 1 条 この規定は、平成 2 5 年 3 月 2 6 日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 号） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 6 0 日以内に施行する。 <u>2 第 1 2 章において規定する項目が第 1 章から第 1 1 章までにおいて規定する項目と重複する部分に限り、第 1 2 章に関する項目を適用する。なお、適用期間については、施行日から 1 年間とする。</u></p> <p>（省略）</p>	